

## 愛媛県特別支援教育就学奨励費交付要綱

(目的)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、特別支援教育を受ける幼児、児童又は生徒の保護者等を対象に愛媛県特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を支給することにより、保護者等の経済的負担を軽減し、もって特別支援学校等における教育の普及奨励を図る。

(就学奨励費の支弁等)

第2条 知事は、愛媛県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う就学奨励費の支弁の決定等に基づき、支弁等の事務を行う。

(就学奨励費の返還)

第3条 知事は、教育委員会が就学奨励費の支弁取消しを決定したときは、就学奨励費の受給者（以下「受給者」という。）に対し、就学奨励費の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(加算金)

第4条 受給者は、前条の規定により就学奨励費の返還を命ぜられたときは、その命令に係る就学奨励費の受領の日から納付の日までの日数に応じ、就学奨励費の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(延滞金)

第5条 受給者は、就学奨励費の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた就学奨励費の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。